



発行 / 公益財団法人 大分県環境管理協会 <2020.8>





C O N T E N T S

表紙の写真は、由布市（由布川峡谷）

令和2年度 第1回 理事会 評議員会 検査委員会が開催されました	1
役員名簿	2
令和元年度 事業報告	3~7
令和元年度 法定検査事業について（市町村別判定表）	8
貸借対照表	9
正味財産増減計算書	10~11
令和元年度 主たる事業	12~14
令和2年度 事業計画	15~19
改正浄化槽法が令和2年4月1日から施行	20
令和元年度7条検査における施工上の不適正事例について	21~22
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金について	23~24
新型コロナウイルス感染症に係る知見の提供／表彰関係／編集後記	25

令和2年度 第1回 理事会が開催されました

日時／令和2年 6月5日(金) 場所／大分県環境管理協会 2F 大会議室

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 開会 ② 定数報告 ③ 理事長挨拶 ④ 議長選任 ⑤ 議事録署名理事の選任 ⑥ 議事審議 <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和元年度 事業報告について (2) 令和元年度 収支決算について 監査報告 <ul style="list-style-type: none"> (3) 職員退職金規程等の一部改正について (4) 理事の選任について (5) 評議員の選任について (6) 事務局長の選任について | <ul style="list-style-type: none"> (7) 協会設立40周年記念行事の延期について (8) 次回評議員会の開催日程について その他 <ul style="list-style-type: none"> (1) 大分県機能保証制度審査委員の委嘱について ⑦ 閉会 |
|--|---|



挨拶する森口理事長

令和2年度 第1回 評議員会が開催されました

日時／令和2年 6月16日(火) 場所／大分県環境管理協会 2F 大会議室

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 開会 ② 定数報告 ③ 理事長挨拶 ④ 議長選任 ⑤ 議事録署名評議員の選任 ⑥ 議事審議 <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和元年度 事業報告について (2) 令和元年度 収支決算について 監査報告 <ul style="list-style-type: none"> (3) 職員退職金規程等の一部改正について (4) 理事の選任について (5) 評議員の選任について | <ul style="list-style-type: none"> その他 <ul style="list-style-type: none"> (1) 大分県機能保証制度審査委員の委嘱について (2) 事務局長の選任について (3) 協会設立40周年記念行事の延期について ⑦ 閉会 |
|--|---|



監査報告を行う
藤澤監事(左)、岩田監事(右)

令和2年度 第1回 検査委員会が開催されました

日時／令和2年 6月5日(金) 場所／大分県環境管理協会 1F 中会議室

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 開会 ② 理事長挨拶 ③ 検査委員会議長の選任 ④ 議事録署名委員の選任 ⑤ 議事審議 <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和元年度検査部の事業報告について | <ul style="list-style-type: none"> (2) 令和元年度の検査実施状況について <ul style="list-style-type: none"> 1. 市町村別11条検査の実施件数 2. 市町村別判定結果 3. 補助事業の実施件数結果 4. 市町村別拒否及び不適正物件の行政報告状況 ⑥ 閉会 |
|--|---|

※新型コロナウイルス感染防止のため、参加者全員のマスク着用及び室内の換気を行い、執り行いました。

公益財団法人 大分県環境管理協会 評議員名簿

評議員

(五十音順、敬称略)

氏名	役職名	備考
赤峰 数義	赤峰税理士事務所 税理士	再任
阿部 貴史	内田・阿部法律事務所 弁護士	再任
安部 眞宏	安部文化工業株式会社 代表取締役会長	再任
板井 隆	大分市上下水道部 部長	新任
井原 武廣	株式会社 玖珠環境センター 代表取締役社長	再任
衛藤 加代子	大分県商工会女性部連合会 理事	再任
川野 智美	一般財団法人 セブーンイレブン記念財団 九重ふるさと自然学校 代表	再任
河野 昭二	一般社団法人 大分県食品衛生協会 理事	再任
川野 田實夫	国立大学法人大分大学 名誉教授	再任
貞池 富士生	大分県自治会連合会 会長	再任
高橋 靖	一般財団法人 大分県建築住宅センター 理事長	再任
富高 松雄	大分航空ターミナル株式会社 代表取締役社長	再任
馬庭 二郎	株式会社 西原ネオ 九州支店長	再任

公益財団法人 大分県環境管理協会 理事・監事名簿

理事

(五十音順、敬称略)

役職名	氏名	役職名	備考
副理事長 兼 検査担当理事	穴南 幸司	株式会社 豊肥環境センター 代表取締役社長	
理事	上池 弘明	有限会社 豊後環境センター 代表取締役社長	
理事 兼 検査担当理事	内田 勝彦	大分県東部保健所 所長	
理事 兼 検査担当理事	大石 晃	大分市環境部 部長	新任
理事 兼 検査担当理事	岡村 泰岳	有限会社 岡村環境開発 代表取締役会長	
理事 兼 検査担当理事	岸元 和明	大分県土木建築部 公園・生活排水課 課長	新任
常務理事	城 尚登	元公益財団法人 大分県環境管理協会 事務局長	新任
理事	鶴田 敬	有限会社 たきお水道 代表取締役社長	
理事	西田 正孝	くにさきエコシステム株式会社 代表取締役社長	
理事 兼 検査担当理事	野見山 浩	大和設備工業所 代表取締役社長	
副理事長	長谷部 哲二	株式会社 ハセベ水道 代表取締役社長	
理事	牧 真志	株式会社 東九州産業 代表取締役	
理事 兼 検査担当理事	御沓 稔弘	大分県生活環境部 参事監 兼循環社会推進課 課長	新任
代表理事	森口 孝行	日商産業株式会社 代表取締役会長	

監事

役職名	氏名	役職名	備考
監事	岩田 辰三	株式会社 城南設備工業 代表取締役	
監事	藤澤 俊典	元大分県社会福祉介護研修センター 所長	新任

※事務局長の交代について

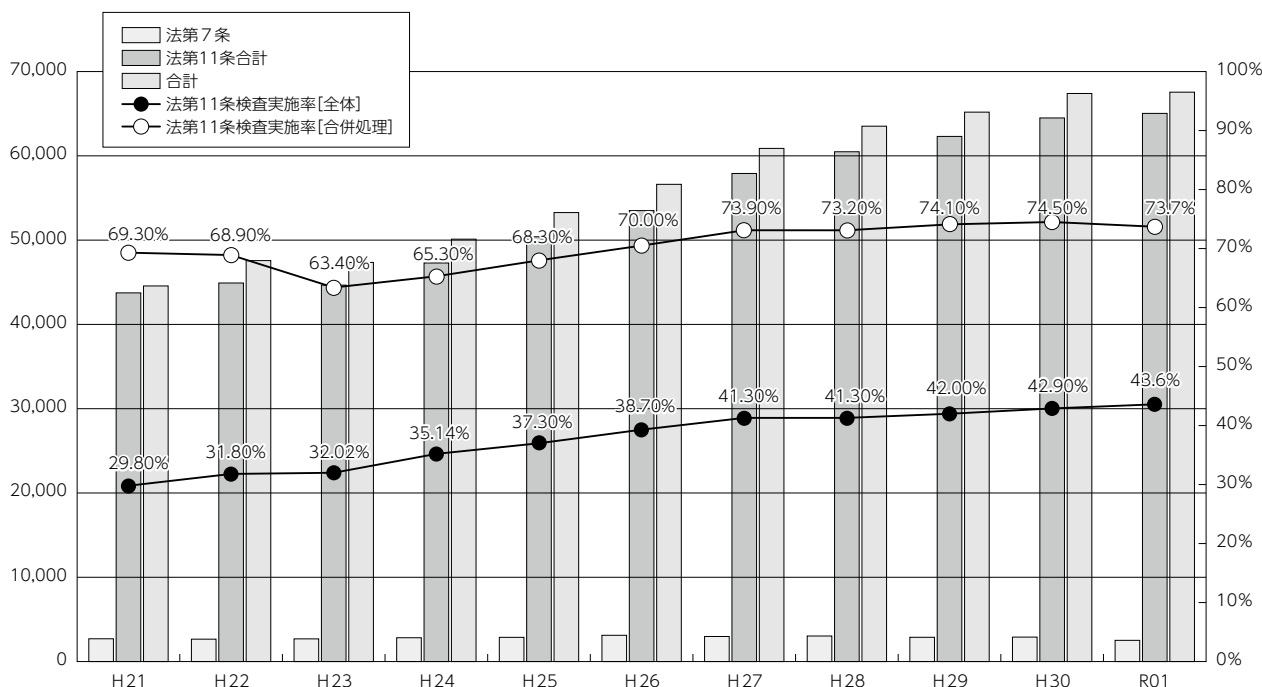
前事務局長 城 尚登に代わり、^{もりさき}森崎 ^{じゅんじ}純次（前 消費生活・男女共同参画プラザ所長）が事務局長に就任いたしました。

令和元年度 事業報告

自平成31年4月1日 至令和2年3月31日

1 法定検査事業について

浄化槽法に基づく法定検査（法第7条・法第11条）を下記のとおり実施し、検査結果等については検査委員会で報告審議が行われた。



年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
検査基数	法第7条	2,704	2,657	2,693	2,827	2,874	3,117	2,976	3,032	2,880	2,903	2,518
	法第11条(単独)	8,361	8,635	8,766	8,950	8,695	8,374	8,138	7,995	7,642	7,385	7,052
	法第11条(合併)	35,381	36,280	35,896	38,337	41,702	45,130	49,770	52,531	54,664	57,110	57,985
	法第11条合計	43,742	44,915	44,662	47,287	50,397	53,504	57,908	60,486	62,306	64,495	65,037
	合計	46,446	47,572	47,355	50,114	53,271	56,621	60,884	63,518	65,186	67,398	67,555
法第7条検査実施率		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
		(90.8%)	(92.9%)	(91.6%)	(91.0%)	(90.4%)	(93.8%)	(92.5%)	(94.5%)	(94.5%)	(94.4%)	
法第11条検査実施率 [浄化槽全体]		29.8%	31.8%	32.0%	35.2%	37.0%	39.3%	41.3%	41.3%	42.0%	42.9%	43.6%
		(28.7%)	(30.4%)	(31.8%)	(33.4%)	(36.3%)	(37.9%)	(39.4%)	(40.3%)	(41.8%)	(43.1%)	
法第11条検査実施率 [合併処理浄化槽のみ]		69.3%	68.9%	63.4%	65.3%	68.0%	70.5%	73.1%	74.0%	74.1%	74.5%	73.7%
		(50.0%)	(50.5%)	(51.9%)	(53.0%)	(55.4%)	(57.1%)	(58.3%)	(58.9%)	(60.4%)	(61.4%)	
設置基数		146,900	141,282	139,499	134,551	136,374	138,393	140,263	146,513	148,381	150,494	149,053

()内:全国平均

	当初目標	R元年度実施	当初目標差	前年度差
7条	2,800	2,518	-282	-385
11条単独	6,961	7,052	91	-333
11条合併	56,239	57,985	1,746	875
合計	66,000	67,555	1,555	157

7条当初目標は2,800基に対し2,518基実施。11条当初目標は単独と合併を合わせて63,200基に対し65,037基の実施となる。

結果として当初目標合計66,000基に対し実施は67,555基で1,555基増となった。

単独は設置替え廃止や下水道接続廃止並びに使用休止等で減少したが、当初目標（減少予測）に対し91基増であった。

一 受検率向上への取組

(1) 大分県浄化槽設置台帳整備に関する行政連携

浄化槽設置台帳整備の重要性は、これまで関係機関の共通認識であったが、「浄化槽法の一部を改正する法律」が令和2年4月1日施行となり、浄化槽設置台帳の整備は必須となった。

改正浄化槽法では、法第49条の「浄化槽台帳の作成」の項目で、設置状況の把握のみならず「法定検査の実施状況」や、浄化槽法施行規則57条の2で「保守点検・清掃の実施状況」、また、「台帳に関する事務の一部を指定検査機関その他当該事務を適正かつ確実に実施することができる者に委託することができる。」旨の事項も定められた。

令和元年度 事業報告

(2) 補助事業で設置された浄化槽の受検率向上の取組

平成25年度より取り組んできた当該事業については、平成30年度は80.4%であり、令和元年度は78.9%となった。

引き続き補助事業担当行政の協力を頂きながら実施率の向上を目指し、令和2年度も前年度の取組を継続し協力体制の強化に努めていく。

(3) 合併処理浄化槽における法第11条検査の受検対策

月次報告以外で指導対象者データの提出依頼があった市町村では、おおむね年度後半の未受検指導となり、同年度内の反映は適わない状況であった。

平成30年度の合併処理浄化槽の受検率は74.5%であったが、令和元年度は73.7%となった。

(4) 法第11条検査の受検対策

令和元年度の月次報告にて未受検指導により受検に至ったのは24.4%であった。

しかし、過去からの未受検物件については市町村単位で統一した対策が図れなかった。

令和2年度施行の「浄化槽法の一部改正」に基づき、今後は大分県循環社会推進課及び大分市廃棄物対策課と連携を密にして、浄化槽設置台帳の整備と並行して未受検対策を図り、「11条検査の受検率の向上」を図っていく。

2 検査件数確保について

法定検査を確実に実施するために内部体制整備を行うとともに、検査件数を確保するための重点項目を定め、令和元年度は下表のとおり結果となった。

① 法第7条検査から法第11条検査への移行率

平成30年度	令和元年度
2,754/2,880 (95.6%)	2,716/2,903 (93.5%)

② 検査拒否3%から1%への削減、並びに保留8%を3%以下へ削減

* 検査拒否物件

平成30年度	令和元年度
966/67,511 (1.4%)	776/68,645 (1.1%)

* 検査保留物件

平成30年度	令和元年度
1,420/67,511 (2.1%)	2,279/68,645 (3.3%)

③ 大分市における合併処理浄化槽の検査実施率向上

平成30年度	令和元年度
15,380/21,329 (72.1%)	15,836/21,480 (73.7%)

④ 行政連携

受検拒否者報告後の行政指導依頼（令和2年4月末現在）

	H30年度	令和元年度
受検拒否者報告件数	1,020	934
検査依頼件数	155	228
申込率	15.2%	24.4%

⑤ 未収金対策

多年度未収金物件についても検査を計画し、現地説明ならびに請求書を定期的に送付する等未収金対策を行った。また、現場検査時にできるだけ集金できるよう検査員による説明責任の徹底に取り組んできたが、未収金が残存する物件が受検拒否となった際の取扱いが課題となっている。

H11～H30：未収金総額 30,033,969円 (6,399件)

未収金回収額 24,812,924円 (4,338件) 回収率 82.6%

【平成25年度までは備忘価格の取扱いにつき、未収金総額は端数となる】

(※令和2年5月20日現在の入金状況による集計)

3 法定検査の信頼性確保に向けた取組について

信頼性確保に向けた取組として、精度管理と検査員の継続的な教育訓練の実施により、検査体制の強化を図った。

(1) 精度管理規程に基づく各種規程集作成

- ① 法定検査標準作業書を作成し、法定検査に関する遵守事項を明文化した。
- ② 組織改編に伴い、法定検査業務規程及び検査結果発行規程の改定を行った。

(2) 検査員の資質及び技術力の向上

- ① 日本環境整備教育センターより講師を招致し、大分県浄化槽技術研究会を開催した。県内賛助会員の業界関係者150名が参加し技術力向上に寄与した。
- ② 四国地区検査員研修会、全国検査員研修会に参加し、新型浄化槽の技術見解や浄化槽を取り巻く業界の新たな維持管理体制の模索等を学び、職員へ周知した。
- ③ 九州地区浄化槽指定検査機関協議会事務局の担当県として、大分県での九州地区浄化槽検査員研修会を開催し、九州・四国の検査機関、県内行政担当者の総勢80名が参加した。
また、九州地区協議会発足25周年を記念として、環境省浄化槽推進室長の松田尚之氏を招致し特別講演を行った。大分県からは「温泉流入による浄化槽の課題と取組について」を発表した。
- ④ 内部研修は年2回実施し、法改正を中心とした検査業務に携わる内容の周知・教育を行った。

(3) 検査結果書の精度担保

- ① 検査結果書の所見文書について、浄化槽管理者が明白かつ合理的な内容と理解が深まるよう改善した。
- ② 大分県循環社会推進課との協議より、温泉排水が流入している浄化槽の取扱いについて、所見文書及び判断フローを作成した。

(4) 浄化槽に係る調査・研究

浄化槽の流入水において、温泉排水の混入の有無の指標として、電気伝導率計によるデータ解析を進めた。
令和2年度の集計情報を基に、令和3年度全国技術研究会での発表を目指す。

4 行政・業界連携について**(1) 省エネ型浄化槽システム導入推進事業**

環境省が浄化槽分野における省エネ型浄化槽を推進するため、全国浄化槽団体連合会からの委託業務を受け、CO₂排出抑制対策事業費等補助金の受付・審査業務を行った。大分県では23件の申請件数があり、全国5番目の実績を上げた。

(2) 各種研修会・講習会の開催

行政の主催する業界向けの各種研修会・講習会に講師を派遣し、モアコンパクト型浄化槽の維持管理方法や水質改善に関する事例を紹介した。

(3) 部会の開催

2019年は3回開催された。第1回は任期満了に伴う部会役員の改選が行われ、第2回は新役員での部会規則の改正について協議した。第3回は浄化槽法改正についての議論、また、CO₂排出抑制対策事業費等補助金等の活用状況について協議した。

5 浄化槽放流水等の水質検査事業について**(1) 計量証明書発行及び水質検査実績**

水質汚濁防止法、浄化槽法及び関連法規等に基づく放流水の外部依頼による水質検査並びに浄化槽法第7条検査に伴うBOD分析における計量証明書の発行、同法第11条検査に伴うBOD分析を実施し、下表の通りの実績となった。

実施項目	実施件数	
	平成30年度	令和元年度
浄化槽	6,357	6,234
し尿処理施設	36	60
その他	212	271
7条BOD	2,903	2,518
合計（計量証明書発行）	9,508	9,083
11条BOD	64,474	65,025
総計	73,982	74,108

令和元年度は、新規物件等もあったが、使用廃止・下水接続等による減少物件との相殺の結果、前年度より依頼件数は微減となった。また、随意契約数については、変更は無く、管理目的等の規制外の依頼については、ほぼ横ばいとなった。

令和元年度 事業報告

(2) 精度管理

測定器の日常管理や定期的な校正等の実施により、測定精度の維持に努め、課内において月ごとに、同一試料の測定を各職員で行うことで測定精度の向上を図る研修を行い、精度の確保に努めた。

(3) 外部依頼検査

新規の依頼物件はあったが、対象施設の管理業者の変更等もあり、全体の物件数としては微減の結果となった。

(4) 調査・研究等業務の検討

令和元年度は温泉水の流入浄化槽の調査研究に取り組み、令和2年度も継続調査となった。今後も浄化槽の水質向上に関する調査・研究等を技術開発課と連携し行っていきたい。

(5) 新規BOD装置の導入

令和2年3月24日から4月3日の間で、「全自動土日対応型」の新BOD装置への入れ替え工事が完了し、今後は水質検査業務の効率化を図っていく。

6 総務部及びその他関連事業について

(1) 小型合併処理浄化槽機能保証制度

当初目標1,080件に対して、令和元年度の実績は下記のとおりである。

受理件数 1,068件 (平成30年度実績 980件)

※年度内の取下げ分を含む

(2) 浄化槽設置転換促進事業

平成26年より協会独自の補助金事業として実施している「設置転換促進事業」について、当初予算100件（1件あたり50,000円）に対して令和元年度の実績は下記のとおりである。

申請件数 103件* (うち不受理3件) 交付済件数 100件

※工事中止、賛助会員外、合併→合併のため3件が申請不受理となった。

(3) 浄化槽維持管理講習会への講師の派遣

以下の浄化槽維持管理講習会へ当協会の職員を講師として派遣した。

○南部保健所6月18日、9月18日、12月10日、2月19日（計4回実施）

○北部保健所9月26日、1月16日、21日（計3回実施、3月18日は中止）

○豊肥保健所11月25日（同日に2会場で開催）

○西部保健所2月21日（同日に2会場で開催）

○大分市11月～12月（11回会場で開催）

※津久見市は3月7日に実施予定であったが、新型コロナウイルスの影響で中止となった。

(4) 提案活動

10月4日、県土木建築部長、県生活環境部長、自由民主党大分県支部連合会に対し、浄化槽施策にかかる提案活動を実施した。

【提案項目】

1. 合併処理浄化槽の設備推進等のための支援強化について
2. 浄化槽維持管理費に係る助成制度の創設について
3. 浄化槽市町村整備推進事業（公共浄化槽）の普及促進について
4. 浄化槽行政推進にかかる関係機関等の連携強化について

(5) 環境学習関連

① 環境学習出前授業

小学生の浄化槽に対する認知度を向上させ、家庭から地域への普及を狙い、令和元年度は浄化槽エリア（浄化槽設置小学校）において、23校29クラス617名に対し出前事業を行った。

② ポスターコンクール

環境学習を実施した小学校を対象に、「浄化槽と水環境」をテーマとしてポスターの募集を行い児童の理解を深めるとともに、広く県民に浄化槽への関心を持ってもらうことを目的に県庁にて展示会を開催した。今回は1校7点の応募に留まり、募集方法に課題が残った。

(6) エコアクション21の継続

8月20、21日に更新審査が行われ、結果は(ガイドラインに適合)ということで更新することができた。また長年の実績が評価され8月22日に大分市長より「エコアクション21長期認証・登録事業者」として感謝状の贈呈を受けることとなった。引き続き、協会職員一丸となり環境保全活動を推進していく。

(7) 検査システムの利便性の向上並びに県台帳管理システムとの連携

平成30年6月の検査システム刷新後、1年間の使用の間に職員の提案を集約し、8月に改修を行い、利便性を向上させ業務の効率化を図った。

(8) 7条検査の適期実施に向けた対応

「7条適期実施のための事務処理要領」を平成31年4月より施行し、要領に従って対応を始め、半期ほどしてようやく業務が軌道に乗ったところである。8月には一部建売住宅の現地調査も実施し一定の成果が得られている。今後も引き続き関係機関からの協力をいただきながら業務を進めていく。

(9) 未収金対策

当年度未収物件に対し、1回目の再請求前に担当検査員へ未収督促リストを配信し、担当検査員本人による督促連絡を行なうことで、回収率の向上に努めている。また、過年度未収金についても検査を計画し、検査を実施する過程で回収に努めている。

(10) 広報活動

- ① 会報「環境おおいた」を発行、賛助会員及び関係機関に有用な情報の提供に努めた。
- ② 新聞やテレビ等のマスメディア(10月1日浄化槽の日 新聞広告、テレビコマーシャルなど)を活用し、広く県民に対し浄化槽に関する正しい知識の普及を図った。
- ③ 協会ホームページの内容について、適切なタイミングでの更新を心がけ、閲覧者の照会要求に応えるよう努めた。現在のホームページの作成から12年が経過し、デザインが陳腐化してきているので、今後は刷新を見据えて対応を進めていく。

令和元年度 法定検査事業について (市町村別判定表)

(平成31年4月～令和2年3月)

法 第 7 条 検 査								
保 健 所 管 内	市 町 村	判 定						合 計
		適 正		お お む ね 適 正		不 適 正		
		件 数	%	件 数	%	件 数	%	
東 部 保 健 所 国 東 保 健 部	国 東 市	45	91.8	2	4.1	2	4.1	49
東 部 保 健 所	別 府 市	76	63.3	18	15.0	26	21.7	120
	杵 築 市	44	73.3	6	10.0	10	16.7	60
	日 出 町	17	41.5	5	12.2	19	46.3	41
由 布 市 環 境 課	由 布 市	124	64.6	28	14.6	40	20.8	192
中 部 保 健 所	臼 杵 市	64	75.3	9	10.6	12	14.1	85
南 部 保 健 所	佐 伯 市	133	74.7	11	6.2	34	19.1	178
竹 田 市 上 下 水 道 課	竹 田 市	51	68.0	8	10.7	16	21.3	75
西 部 保 健 所	九 重 町	28	62.2	11	24.4	6	13.3	45
	玖 珠 町	36	50.7	14	19.7	21	29.6	71
中 津 市 上 下 水 道 部 総 務 課	中 津 市	179	79.9	19	8.5	26	11.6	224
大 分 市 環 境 部 廃 棄 物 対 策 課	大 分 市	591	65.1	183	20.2	134	14.8	908
日 田 市 環 境 課	日 田 市	43	67.2	9	14.1	12	18.8	64
豊 後 高 田 市 環 境 課	豊 後 高 田 市	25	86.2	2	6.9	2	6.9	29
豊 後 大 野 市 上 下 水 道 課	豊 後 大 野 市	134	68.0	34	17.3	29	14.7	197
姫 島 村 生 活 環 境 課	姫 島 村							
津 久 見 市 役 所 上 下 水 道 課	津 久 見 市	16	64.0	1	4.0	8	32.0	25
宇 佐 市 建 設 水 道 部 上 下 水 道 課	宇 佐 市	120	77.4	22	14.2	13	8.4	155
合 計		1,726	68.5	382	15.2	410	16.3	2,518

(平成31年4月～令和2年3月)

法 第 11 条 検 査								
保 健 所 管 内	市 町 村	判 定						合 計
		適 正		お お む ね 適 正		不 適 正		
		件 数	%	件 数	%	件 数	%	
東 部 保 健 所 国 東 保 健 部	国 東 市	1,413	72.3	313	16.0	228	11.7	1,954
東 部 保 健 所	別 府 市	1,080	63.4	362	21.3	261	15.3	1,703
	杵 築 市	884	63.4	309	22.2	202	14.5	1,395
	日 出 町	616	63.9	206	21.4	142	14.7	964
由 布 市 環 境 課	由 布 市	3,007	68.5	899	20.5	481	11.0	4,387
中 部 保 健 所	臼 杵 市	1,753	74.4	362	15.4	242	10.3	2,357
南 部 保 健 所	佐 伯 市	4,239	65.2	1,361	20.9	902	13.9	6,502
竹 田 市 上 下 水 道 課	竹 田 市	2,036	72.2	491	17.4	294	10.4	2,821
西 部 保 健 所	九 重 町	1,509	67.5	430	19.2	295	13.2	2,234
	玖 珠 町	2,124	67.8	607	19.4	400	12.8	3,131
中 津 市 上 下 水 道 部 総 務 課	中 津 市	4,186	71.5	1,112	19.0	556	9.5	5,854
大 分 市 環 境 部 廃 棄 物 対 策 課	大 分 市	10,996	64.4	3,848	22.5	2,241	13.1	17,085
日 田 市 環 境 課	日 田 市	2,073	67.8	680	22.2	304	9.9	3,057
豊 後 高 田 市 環 境 課	豊 後 高 田 市	944	70.4	239	17.8	158	11.8	1,341
豊 後 大 野 市 上 下 水 道 課	豊 後 大 野 市	3,540	72.4	846	17.3	506	10.3	4,892
姫 島 村 生 活 環 境 課	姫 島 村	7	70.0	1	10.0	2	20.0	10
津 久 見 市 役 所 上 下 水 道 課	津 久 見 市	500	65.5	146	19.1	117	15.3	763
宇 佐 市 建 設 水 道 部 上 下 水 道 課	宇 佐 市	2,855	62.2	1,167	25.4	565	12.3	4,587
合 計		43,762	67.3	13,379	20.6	7,896	12.1	65,037

貸借対照表

令和2年3月31日現在

公益財団法人 大分県環境管理協会

(単位：円)

科 目	当年度 (A)	前年度 (B)	増 減 (A - B)
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	147,996,405	82,057,301	65,939,104
現金	24,459	29,226	△ 4,767
小口現金	16,172	47,842	△ 31,670
普通預金	147,955,774	81,980,233	65,975,541
未収金	33,543,335	35,569,360	△ 2,026,025
立替金	601,680	828,688	△ 227,008
流動資産合計	182,141,420	118,455,349	63,686,071
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	40,000,000	40,000,000	0
基本財産合計	40,000,000	40,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	57,935,915	59,796,915	△ 1,861,000
減価償却引当資産	9,053,300	9,878,000	△ 824,700
設備拡充基金積立金	5,000,000	30,660,000	△ 25,660,000
40周年記念事業積立金	4,000,000	1,000,000	3,000,000
設置転換助成事業積立金	0	5,000,000	△ 5,000,000
特定資産合計	75,989,215	106,334,915	△ 30,345,700
(3) その他固定資産			
建物	153,952,700	153,952,700	0
建物附属設備	56,373,894	50,523,894	5,850,000
構築物	9,699,169	9,699,169	0
リース資産	64,148,400	60,771,600	3,376,800
什器備品	59,957,616	46,116,516	13,841,100
土地	53,924,845	53,924,845	0
減価償却累計額	△ 176,942,791	△ 190,074,152	13,131,361
ソフトウェア	25,344,234	32,733,334	△ 7,389,100
電話加入権	339,443	339,443	0
出資金	500,000	500,000	0
敷金	200,000	200,000	0
保証金	11,000	11,000	0
財政基金積立金	30,000,000	30,000,000	0
その他固定資産合計	277,508,510	248,698,349	28,810,161
固定資産合計	393,497,725	395,033,264	△ 1,535,539
資産合計	575,639,145	513,488,613	62,150,532
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	62,529,473	18,517,091	44,012,382
前受金	35,496,560	33,867,680	1,628,880
預り金	13,374	13,374	0
仮受金	330,428	375,112	△ 44,684
未払消費税等	2,054,700	1,833,100	221,600
1年内返済予定長期借入金	3,500,004	3,500,004	0
流動負債合計	103,924,539	58,106,361	45,818,178
2. 固定負債			
長期借入金	25,958,363	29,458,367	△ 3,500,004
リース債務	23,093,856	23,145,510	△ 51,654
退職給付引当金	57,935,915	59,796,915	△ 1,861,000
固定負債合計	106,988,134	112,400,792	△ 5,412,658
負債合計	210,912,673	170,507,153	40,405,520
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	20,000,000	20,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	20,000,000	20,000,000	0
2. 一般正味財産	344,726,472	322,981,460	21,745,012
(うち基本財産への充当額)	20,000,000	20,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	14,053,300	45,538,000	△ 31,484,700
正味財産合計	364,726,472	342,981,460	21,745,012
負債及び正味財産合計	575,639,145	513,488,613	62,150,532

正味財産増減計算書

公益財団法人 大分県環境管理協会

(単位：円)

科 目	当年度 (A)	前年度 (B)	増 減 (A - B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	4,006	4,000	6
基本財産運用収入	4,006	4,000	6
受取入会金	0	100,000	△ 100,000
受取入会金収入	0	100,000	△ 100,000
受取会費	1,469,000	1,499,000	△ 30,000
施工・管理部会賛助会費収入	1,374,000	1,404,000	△ 30,000
メーカー一部会賛助会費収入	90,000	90,000	0
B会員賛助会費収入	5,000	5,000	0
事業収益	436,369,885	436,690,306	△ 320,421
法定検査事業収益	361,431,000	358,152,000	3,279,000
水質検査事業収益	26,109,000	30,207,000	△ 4,098,000
放流水等検査収益	44,463,140	44,311,808	151,332
機能保証登録収益	4,366,745	4,019,498	347,247
雑収益	2,261,357	4,857,436	△ 2,596,079
受 取 利 息	296,069	296,659	△ 590
雑 収 益	1,638,015	4,227,444	△ 2,589,429
用紙販売収益	327,273	333,333	△ 6,060
経常収益計	440,104,248	443,150,742	△ 3,046,494
(2) 経常費用			
事業費	402,276,032	413,951,103	△ 11,675,071
給料手当等	237,292,776	246,394,355	△ 9,101,579
賃 金	1,837,785	1,684,890	152,895
退職給付費用	1,979,918	0	1,979,918
福利厚生費	48,760,887	50,668,739	△ 1,907,852
会議費	400,538	577,162	△ 176,624
普及啓発活動費	383,360	1,035,229	△ 651,869
旅費交通費	2,686,839	2,833,876	△ 147,037
通信運搬費	22,031,490	20,930,350	1,101,140
広報行事費	1,891,852	1,891,296	556
印刷消耗品費	10,817,255	14,276,093	△ 3,458,838
修繕費	974,043	1,339,526	△ 365,483
燃料費	4,557,150	5,307,229	△ 750,079
光熱水料費	3,587,637	3,756,761	△ 169,124
調査研究費	736,192	1,214,221	△ 478,029
賃借料	8,262,883	8,581,834	△ 318,951
保険料	1,910,277	1,926,074	△ 15,797
交際費	29,629	187,648	△ 158,019
租税公課	11,919,288	10,511,432	1,407,856
負担金	25,612	25,198	414
全浄連登録費	854,400	824,000	30,400
機能保証事務委託費	2,208,000	2,020,000	188,000
委託費	5,860,948	5,498,949	361,999
検査料等徴収不能額	580,889	621,882	△ 40,993
減価償却費	23,034,841	21,085,831	1,949,010
雑 費	338,443	182,458	155,985
事前審査委託費	4,272,100	4,533,334	△ 261,234
雑損失支出	41,000	1,092,736	△ 1,051,736
設置転換促進助成費	5,000,000	4,950,000	50,000

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

公益財団法人 大分県環境管理協会

(単位:円)

科 目	当年度 (A)	前年度 (B)	増 減 (A - B)
管理費	16,083,201	17,300,839	△ 1,217,638
給 料 手 当 等	4,904,160	4,904,160	0
退 職 給 付 費 用	19,999	0	19,999
福 利 厚 生 費	835,972	836,814	△ 842
会 議 費	1,754,505	1,810,320	△ 55,815
旅 費 交 通 費	776,285	1,215,842	△ 439,557
通 信 運 搬 費	305,089	278,952	26,137
印 刷 消 耗 品 費	160,702	55,515	105,187
修 繕 費	185,000	306,000	△ 121,000
燃 料 費	23,464	33,873	△ 10,409
光 熱 水 料 費	139,323	151,444	△ 12,121
賃 借 料	343,074	343,399	△ 325
保 険 料	73,753	69,536	4,217
交 際 費	42,000	378,238	△ 336,238
租 税 公 課	3,867,115	3,631,754	235,361
負 担 金	805,098	855,412	△ 50,314
委 託 費	750,023	1,194,081	△ 444,058
減 価 償 却 費	701,995	820,573	△ 118,578
雑 費	12,866	168,302	△ 155,436
支 払 利 息 支 出	382,778	246,624	136,154
経常費用計	418,359,233	431,251,942	△ 12,892,709
評価損益等調整前当期経常増減額	21,745,015	11,898,800	9,846,215
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	21,745,015	11,898,800	9,846,215
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
引当金取崩額	0	931	△ 931
経常外収益計	0	931	△ 931
(2) 経常外費用			
固定資産売却損	3	188,151	△ 188,148
器具備品除却損	3	1	2
ソフトウェア除却損	0	188,150	△ 188,150
経常外費用計	3	188,151	△ 188,148
当期経常外増減額	△ 3	△ 187,220	187,217
当期一般正味財産増減額	21,745,012	11,711,580	10,033,432
一般正味財産期首残高	322,981,460	311,269,880	11,711,580
一般正味財産期末残高	344,726,472	322,981,460	21,745,012
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	20,000,000	20,000,000	0
指定正味財産期末残高	20,000,000	20,000,000	0
III 正味財産期末残高	364,726,472	342,981,460	21,745,012

令和元年度 主たる事業

月 日	行 事
4月1日	互助会総会・年度初め式・辞令交付式
4月3日	省エネ型浄化槽導入推進事業補助金WG（ホテルグランドヒル市ヶ谷）
4月10日	第1回 機能保証制度委員会
4月13日	TOS ほっとはーとOITA「家庭から出る未処理排水“O”を目指して!!」（放送）
5月7日	新入職員辞令交付
5月9日	第1回 部会運営委員会（協会 大会議室）
5月10日	全浄連正副会長会・全国浄化槽推進政治連盟常任幹事会・功労者顕彰委員会（全浄連本部）
5月20日	会計監査（協会 大会議室）
5月21日	第1回 正副理事長会議（協会 大会議室） 大分市環境部長挨拶 公正採用選考人権啓発推進研修会（ソレイユ）
5月22日	全浄連理事会（ホテルグランドヒル市ヶ谷）
5月23日	大分市浄化槽水処理事業協同組合 通常総会（センチュリーホテル）
5月24日	第1回 検査委員会及び理事会（協会 会議室）
5月27日	大分県水処理協同組合 通常総会（アートホテル）
6月3日	大分県浄化槽普及促進協議会総会（由布市役所本庁舎）
6月4日	環境学習 ※以下（別表-1）記載 「おおいた働き方改革」経営者勉強会（ホルトホール大分）
6月6日	環境学習
6月7日	第1回 評議員会、第2回 理事会（レンブラントホテル） 環境学習
6月12日	環境学習
6月14日	全浄連九地協・九指協合同總會（宮崎観光ホテル）
6月20日	環境学習
6月21日	若手社員ハ「ワアツ」研修（ソフトパーク） 環境学習
6月24日	「おおいた働き方改革」推進「タ」養成講座①（コンパルホール）
6月25日	環境学習
6月26日	全浄連常任理事会・定時総会・理事会（ホテルグランドヒル市ヶ谷） 環境学習
6月27日	安全運転管理協議会通常総会（大分南署）
7月1日	宮崎県浄化槽研究会（J Aアズムホール：宮崎市） 環境学習
7月2日	環境学習
7月4日	交通安全優秀事業所表彰（県警本部新館） 職場体験受け入れ（植田東中学校）（7/4・5）
7月7日	玖珠町環境保全の日（玖珠川河川清掃）
7月11日	環境学習
7月12日	九指協検査実務責任者会議（アイネス大分） 環境学習
7月26日	検査員研修会・浄化槽技術研究集会（ホルトホール大分） 第2回 部会運営委員会（ホルトホール大分）
7月31日	「おおいた働き方改革」推進「タ」養成講座②（コンパルホール）
8月1日	辞令交付式
8月2日	第2回検査委員会（協会 大会議室）
8月8日	クレーム対応研修（ソフィアホール）
8月20日	エコアクション21更新審査1日目（南部支所） 浄化槽検査員講習会（8/20～26）
8月21日	エコアクション21更新審査2日目（協会本部）
8月22日	EA21長期認証・登録事業者感謝状贈呈式（市役所本庁舎）
8月23日	合同事務局長会議事前協議（福岡県浄化槽協会）
9月6日	九地協・九指協合同事務局長会議（ホテル日航大分オアシスタワー） ハラスメント対策セミナー（九州労働金庫大分支部）
9月9日	行政職員現地研修（北部振興局）

月 日	行 事
9月10日	行政職員現地研修 (中部保健所)
9月11日	若手パワーアップ研修 (さんさん館)
9月12日	行政職員現地研修 (玖珠土木事務所)
	全国労働衛生週間説明会 (ホルトホール大分)
9月13日	全浄連第28回理事会 (ホテルグランドヒル市ヶ谷)
	行政職員現地研修 (豊肥保健所)
9月17日	行政職員現地研修 (別府土木事務所)
9月18日	浄化槽維持管理講習会 (南部保健所) ※以下(別表-2)記載
9月19日	第4回機能保証制度委員会 (全浄連本部)
	四国地区浄化槽法指定検査機関協議会検査員研修会 (高知サンライズホテル) (9/19・20)
9月26日	浄化槽維持管理講習会 (北部保健所)
	安全運転管理者講習 (はさま未来館)
10月1日	第33回全国浄化槽大会 記念式典・記念講演 (ホテルグランドパレス (東京))
	おおいた働き方改革セミナー (レンブラントホテル)
	大分市街頭啓発活動 (トキハ本店前)
10月2日	浄化槽推進議員連盟役員会・懇話会・全浄連正副会長会
10月3日	新入職員研修 (ホルトホール大分)
10月4日	自民党大分県連への要望活動
	県への提言活動
10月9日	第33回全国浄化槽技術研修会 (秋田キャッスルホテル) (10/9・10)
10月17日	大分市保守点検業者研修
10月18日	全環連全国大会 (鹿児島)
10月21日	「職場の受動喫煙防止対策に係る説明会」(ホルトホール大分)
10月23日	インターンシップ受入れ (大分工業高校) 現場検査 (10/23・24)
10月25日	インターンシップ受入れ (大分工業高校) 水質検査
10月26日	津久見市ふるさと振興祭 (10/26・27)
10月31日	大分県玖珠土木事務所防災訓練 (玖珠総合庁舎)
11月7日	第5回機能保証制度委員会 (全浄連会議室)
11月14日	浄化槽維持管理講習会 (大分市)
11月15日	(九指協)九州地区検査員研修会 (ホルトホール大分)
11月17日	寒田川河川清掃
	浄化槽維持管理講習会 (大分市)
11月19日	浄化槽維持管理講習会 (大分市)
11月21日	浄化槽維持管理講習会 (大分市)
11月25日	浄化槽維持管理講習会 (豊肥保健所)
11月26日	浄化槽維持管理講習会 (大分市)
	公益法人・一般法人の会計セミナー実務編 (福岡朝日ビル) (11/26・27)
11月28日	障がい者雇用促進セミナー(大分県医師会館)
12月1日	浄化槽維持管理講習会 (大分市)
12月3日	正副理事長会議 (協会 大会議室)
	浄化槽維持管理講習会 (大分市)
	労働講座「メンタルの労働問題」(ホルトホール大分)
12月4日	第4回全浄連正副会長会 (全浄連会議室)
12月5日	浄化槽維持管理講習会 (大分市)
12月10日	第3回 検査委員会及び理事会 (協会 会議室)
	県保守点検業者研修会 (東部・北部)
	浄化槽維持管理講習会 (南部保健所)
	浄化槽維持管理講習会 (大分市)
12月11日	九指協・九指協 臨時合同事務局長会議 (福岡)
12月12日	浄化槽維持管理講習会 (大分市)
	県保守点検業者研修会 (南部・豊肥)
12月13日	県保守点検業者研修会 (由布・西部)
12月15日	浄化槽維持管理講習会 (大分市)
12月16日	令和元年度 災害廃棄物研修会 (大分県トラック会館)
12月18日	中間監査 (庁舎2階ミーティングルーム)
12月20日	第2回 評議員会・役員懇親会 (オアシスタワーホテル)

令和元年度 主たる事業

月 日	行 事
12月27日	御用納め式 (協会 大会議室)
1月6日	安全祈願 (西寒多神社) 仕事始め式 (協会 大会議室)
1月8日	浄化槽検査員講習会 (1/8~14)
1月14日	公明党 新年互例会 (トキハ会館)
1月16日	働き方改革・女性活躍推進セミナー (産業創造機構) 浄化槽維持管理講習会 (北部保健所)
1月21日	浄化槽維持管理講習会 (北部保健所)
1月24日	自由民主党新年互礼会 (コンパルホール)
2月4日	第3回 部会運営委員会 (協会 大会議室)
2月11日	浄化槽トップセミナー-佐賀 (グランテはがくれ)
2月19日	浄化槽維持管理講習会 (南部保健所)
2月21日	浄化槽維持管理講習会 (西部保健所)
2月26日	法定検査全国会議 (日本環境整備教育センター)
3月3日	正副理事長会議 (協会 大会議室)
3月4日	全浄連 第6回正副会長会 (協会役員室 (テレビ会議))
3月5日	第4回 検査委員会及び理事会 (協会 会議室)
3月19日	全浄連理事会 (協会本部 (テレビ会議))
3月24日	第3回 評議員会 (協会 大会議室)

【別表-1 環境学習実施実績】

開催日	学 校 名	人数
6月4日	環境学習 (今津小・封戸小)	38
6月6日	環境学習 (海辺小・川登小)	24
6月7日	環境学習 (滝尾小)	107
6月12日	環境学習 (糸口小・三浦小)	25
6月20日	環境学習 (朝日小・津房小)	107
6月21日	環境学習 (有田小・八幡小)	51
6月25日	環境学習 (草地小・戴星小)	12
6月26日	環境学習 (挾間小・神崎小)	88
7月1日	環境学習 (犬飼小・野津小)	39
7月2日	環境学習 (直入小・豊岡小)	32
7月11日	環境学習 (柳ヶ浦小・長洲小)	66
7月12日	環境学習 (東溪小・飯田小)	28
合 計	23校、617名	

【別表-2 浄化槽維持管理講習会開催実績】

講習日	管 轄 行 政	学 校 名
11月14日	大 分 市	南大分公民館
11月17日		鶴崎公民館
11月19日		鶴崎公民館
11月21日		大在公民館
11月26日		野津原公民館
12月1日		坂ノ市公民館
12月3日		佐賀園公民館
12月5日		大分西部公民館
12月10日		大南公民館
12月12日		鶴崎公民館
12月15日	植田公民館	
6月18日	南 部 保 健 所	南部保健所 2階会議室
9月18日		
12月10日		
2月19日		
9月26日	北 部 保 健 所	宇佐総合庁舎
1月16日		中津市耶馬溪支所
1月21日		中津総合庁舎
11月25日	豊 肥 保 健 所	豊後大野市土木事務所 豊後大野市役所
2月21日	西 部 保 健 所	日田総合庁舎 玖珠総合庁舎
合 計		17会場 (22回)

令和2年度 事業計画

1 基本理念

公益財団法人大分県環境管理協会は、浄化槽を基盤とした水環境の保全にかかる事業活動を通して、大分県の公共用水域における水質の維持・改善を図りながら県民の生活環境の保全並びに公衆衛生の向上に寄与することにより、「持続可能な社会」の構築実現に貢献する。

2 事業運営方針

- (1) 事業運営における透明性の確保とコンプライアンスの徹底を図り、公益財団法人としての社会的責任を果たしていく。また、事業執行にかかる組織体制の強化並びに通常業務の効率化を促進し、より強固で安定した財務基盤を構築する。
- (2) 公益事業である浄化槽検査業務については、行政と丁寧な連携のもと、台帳整備を着実にしながら、現有物件の確保と法定検査を適正に実施し、受検率の向上を図る。
- (3) 本年3月に導入するBOD分析機器等の効率的運用を図りながら当面は、「7万基検査」を念頭に置き、事業執行体制を整備していく。
- (4) 外部依頼にかかる水質検査事業については、公益事業への負担等を総合的に勘案し、廃止も含めた見直しを検討する。

3 事業計画

大分県の生活排水処理人口普及率は、平成30年度末で76.9%となっており、全国平均の91.4%を大きく下回っている現状にある。本年4月1日に改正浄化槽法が施行されるが、改正内容が着実に実施されれば、合併処理浄化槽への転換促進と生活排水処理率向上の契機となるばかりでなく、受検率向上にも繋がるので、改正法に基づく協議会や台帳整備等の動向とあわせて、行政との協力体制を検討していく必要がある。

また、行政との連携については、県東部地区等における未受検対策の推移を見ながら、検査体制を整備するとともに受検にかかる設置者の不公平感を払拭していく。

さらに、10月に予定している『法人設立40周年記念』式典をひとつの契機として、令和時代の「健全な経営基盤作り」を見据えながら、事業執行の見直しを着実に実施していくことで、経営の効率化を推進する。

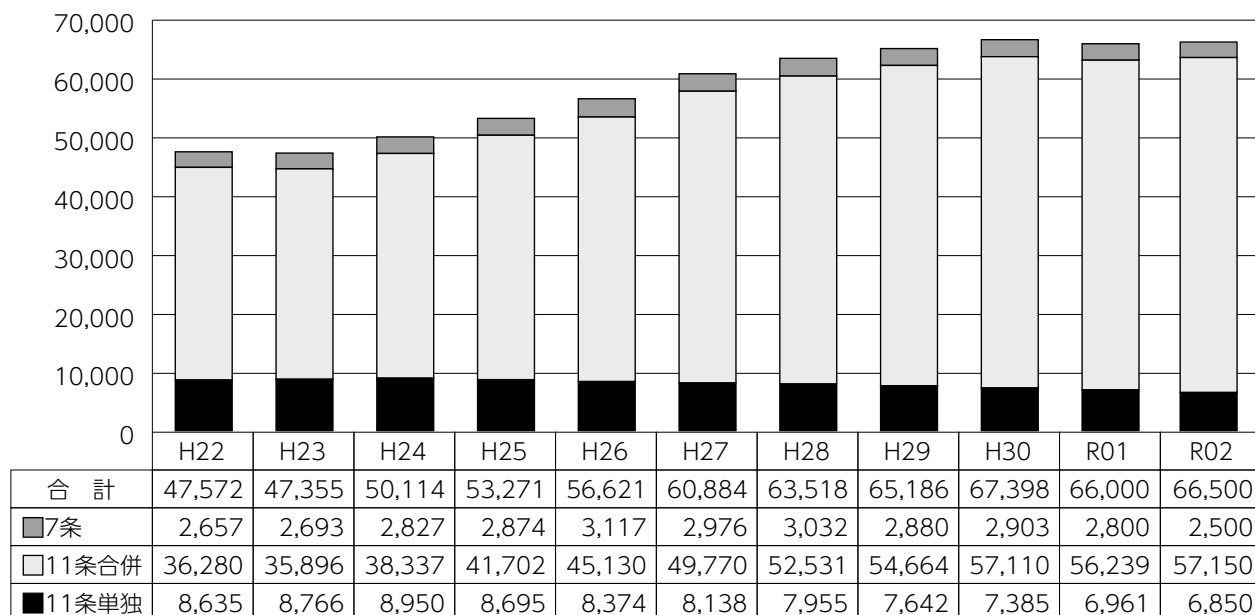
以上のことを踏まえ、令和2年度の主要事業について次のとおり実施する。

【法定検査の目標件数】

令和2年度目標件数を以下のように設定する。

令和2年度目標件数		
法第7条検査	法第11条検査	合計
2,500件	64,000件	66,500件

法定検査実施件数の推移（10年間）



令和2年度 事業計画

1. 検査実施率の向上について

法第11条検査の未受検者対策について、令和2年度も引き続き行政との連携により、設置台帳整理と併行して実施率向上に努める。

【参考】平成30年度 法第11条検査内訳（協会内データにつき公表値と異なる）

		検査対象基数(H28年度末)	検査実施数(H30年度末)	検査実施率(H30年度末)
協会事業	合併処理浄化槽	76,634基	57,110基	74.5%
	単独処理浄化槽	73,860基	7,385基	10.0%
	合計	150,494基	64,495基	42.9%

— 受検率向上への取組 —

(1) 大分県浄化槽台帳整備に関する県及び市町村との連携（浄化槽法改正関連事業）

- ① 浄化槽法改正に伴い、県並びに大分市と連携し、設置台帳整備に努める。
- ② 協会の浄化槽検査台帳内の受検情報を県及び市町村に提供し、受検率の向上に取り組む。
- ③ 各管轄行政からの情報提供を基に、協会の浄化槽検査台帳内に残存する廃止・休止等の情報整理を行い、設置台帳と検査台帳の整合性を図る。
- ④ 使用実態の不明な浄化槽情報を、行政と連携し大分県浄化槽管理台帳システムに反映させる。

(2) 補助事業で設置された浄化槽の受検率向上の取組

- ① 直近の未受検者情報を各管轄行政へ報告し、速やかな受検指導が適うよう努める。
- ② 長期未受検者への継続的な指導を行うため、各管轄行政との連携を図り、行政からの受検指導により、継続受検へ繋げるよう努める。

(3) 大分市における11条検査受検率向上への取組

- ① 合併処理浄化槽の（補助・補助外）未受検者情報を大分市と共有し、受検率向上対策を図る。
- ② 不動産物件等の名義変更管理者に対し、大分市と連携し実態把握と有効な対策を図る。

(4) 月次拒否対策

- ① 月次行政報告後の受検拒否者への速やかな行政指導を要請する。

(5) 月次不適正報告

- ① 月次行政報告後の不適正指導の情報を有効活用し、不適正浄化槽の早期改善に取り組む。

2. 検査件数の確保及び検査実施について

(1) 検査編成における法定検査の実施率向上のための対策

- ① 検査員個人並びに各課・支所ごとの年間実施目標件数を定め進捗管理を行い、各課長・支所長と連携し検査目標件数の達成に努める。
- ② 地区担当制の内容を精査し、保留物件の削減及び検査員の負担軽減を図る。

(2) 7条検査の適時編成及び前年度実施7条検査から11条検査への移行率向上対策

- ① 新設浄化槽管理部門の情報管理課と連携し、7条検査の適時実施のための編成に努める。
- ② 可能な限り面談検査を行い7条検査の実施及び次年度11条検査への移行率向上に努める。

(3) 未収金対策

- ① 未収金発生物件については、通常どおりの検査編成を行うことで未収金の回収並びに法定検査の実施へ繋がるよう努め、維持管理の必要性及び法定検査の役割について説明する。
- ② 入金遅滞物件については、計画的に督促処置を行い未収金の発生抑制を図る。

3. 法定検査の信頼性確保に向けた取組について

各種精度管理規程に基づき、法定検査標準作業書の整備を進めていくことで、細分化した規則及びマニュアルの作成に取り組んでいく。また、計画的な教育訓練を実施していき、検査員の技術力に研鑽を重ね、精度管理を徹底することで信頼性確保及び資質向上に努める。

(1) 精度管理規程に基づく各種規程集の作成

- ① 検査員の作業上の安全と健康を確保するため、安全衛生に関する規則を作成する。
- ② 検査方法等マニュアルの細分化にあたり、検査前の案内・連絡等について新たな規程を作成する。

(2) 検査員の資質及び技術力の向上

- ① 検査員の技術力の向上を図るため、関連法規集、新型浄化槽の情報共有、コミュニケーション能力向上等の研修会を定期的に作成する。

(3) 浄化槽の水質改善に係る調査・研究

- ① 温泉流入浄化槽の調査・研究を進め、大分県の温泉流入浄化槽への対応が統一化できるよう所轄行政機関へ情報提供を行う。

4. 行政・業界連携に関すること

浄化槽法の一部を改正する法律が公布されたことで、行政・業界との更なる連携により単独処理浄化槽の設置転換に努めていく。また、浄化槽の信頼性確保のため、今後も技術力の向上に取り組み、各業界団体へ最新情報を提供していく。

(1) 各種研修会、講習会の開催・準備について（浄化槽法改正関連事業）

- ① 法改正に基づく浄化槽管理士の研修機会の確保について、大分県循環社会推進課並びに大分市廃棄物対策課と連携を図り、保守点検登録業者への周知や研修会の開催の準備に努める。
- ② 法改正に基づく協議会の設置について、大分県循環社会推進課と連携を図り、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議資料の作成や協議会の組織運営に協力していく。
- ③ 大分県循環社会推進課主催の行政担当者研修会へ講師を派遣し、現場研修を含めた研修会を行い、浄化槽行政担当者の知見を広め、行政の浄化槽業務の向上に寄与する。

(2) 賛助会員・部会の情報提供について

- ① 環境省・執行団体からの二酸化炭素抑制対策事業費等補助金の受付・審査業務を受け、賛助会員への周知並びに情報提供を行う。
- ② 部会運営委員会を定期的に開催し、賛助会員の技術力向上、各種補助金の活用に関わるための情報提供並びに支援を行い、地域業界との連携を強化する。

5. 水質検査関係事業について

(1) 水質検査事業について

今年度も、県内での水質汚濁防止法関連の規制対象となる大型浄化槽の新設は少なく、下水道への接続や施設の廃止による減少も引き続き生じている。

また、依頼件数について同業他社との価格競合も存在するが、継続的な検査数の大きな変動はないと思われる。

なお、今年度の収入について増加傾向となっているのは、1年限定の特定施設の更新に伴う年間調査によるものである。

以上の状況を踏まえ令和2年度については、以下のとおり計画を定め、依頼検査業務の維持および浄化槽に関する調査・研究を行う事で、水質検査部門としての信頼性の確保を図るものとする。

(2) 検査実施目標について

令和2年度の目標を以下のように設定する。

① 各設定目標について

	令和元年度目標	令和2年度目標
依頼分析件数	6,520件	6,550件
依頼分析収入額	43,300,000円	44,300,000円
法定検査事業 (7条・11条)	66,000件	66,500件

※依頼分析内容が個々で異なるため、目標件数は平均単価を基にした参考数とする。

令和2年度 事業計画

(3) 依頼検査について

- ① 水濁法関連の規制対象となる浄化槽を情報管理課との連携により把握し、市場調査を目的とした業者への働きかけを行い、依頼件数の確保に取り組む。
- ② 水濁法規制対象外の浄化槽に対する依頼についても、管理目的等の法規制にとらわれない依頼の受け入れ等を行う。

(4) 精度管理について（継続事項）

- ① 測定マニュアルや実務内容の精査を行い、測定精度や効率に関する改善に努める。
- ② 職員間による測定の誤差抑制や技術向上のため、同一試料の測定を行う等の定期的な内部研修等の実施に努める。
- ③ クロスチェック・技能試験等を行うための外部機関との値の確認を行うことで精度の確保に努める。
- ④ 令和2年度からのBOD自動測定装置の更新に伴い、作業の更なる効率化及び精度の向上に取り組む。

(5) 浄化槽に関する調査・研究業務について（継続事項）

信頼性の向上を図るため、浄化槽の調査・研究に関して、以下の事項に取り組む。

- ① 技術開発課と連携をとり、浄化槽の水質改善等に関する各種調査・研究に取り組む。
- ② 各研究集会等で行う研究発表に向けた基礎調査・研究に取り組む。

6 総務部および関連事業について

(1) 小型合併処理浄化槽機能保証制度

浄化槽の信頼確保のため、本制度の普及および啓発、ならびに受理件数の増加に取り組む。

年 度	登録件数（件）	予算額（円） （見込・実績は決算額）
令和2年度（当初予算）	1,082件※	4,608,000円
令和元年度（見込）	1,078件	4,773,000円
平成30年度（実績）	1,030件	4,341,000円

※市町村補助金担当課への今年度受理件数および来年度予算の聞き取りから推測

(2) 提案活動

汚水処理人口普及率の向上は、本県の良質な水環境を保全していくうえで、喫緊の課題であり、行政、業界および協会とで足並みを揃え対応していく必要がある。特に本年度は浄化槽法が改正施行されるタイミングでもあり、適時適切な提案を関係機関に行うことで連携を図っていく。

(3) 法人設立40周年記念事業について

令和2年度は「法人設立40周年」（昭和55年10月20日法人許可）にあたるため、記念式典を開催し、日ごろから当協会の運営について協力をいただいている関係機関等に対し感謝の意を表す。

(4) エコアクション21の継続

当協会自らも環境負荷をかけている事業所としての責任を自覚し、環境への負荷を少しでも抑制するため、継続してエコアクション21のプログラムを通じて環境活動を推進していく。

(5) 浄化槽普及啓発活動関連

① 設置者講習会への講師派遣

浄化槽は適切な維持管理によって、その性能が担保されることから、設置者が前もってその重要性を認識することは極めて大切なことである。浄化槽管轄行政も、その必要性を再認識し、近年は設置者に対する講習会の機会を増やしている傾向にある。当協会としても講師の派遣要請に対しては積極的に協力していく。

② 環境学習 出前授業の実施

浄化槽に対する正しい知識の普及啓発を行うため、協会職員が講師となり、小学生等を対象に環境学習の出前授業を行う。子どもを通じて保護者への波及効果も狙うべく、深く心に残るような授業内容を検討し実施していく。

③ 浄化槽ポスターコンクール等の開催

浄化槽に関する啓発活動の一環として、ポスターや標語等を募集し、表彰・展示会を行い、県民の浄化槽に対する関心を高める。優秀な作品については、広報活動にも使用する。

(6) 7条検査の適期実施に向けた対応について

関係機関との連携を密にするとともに各種届出書類の管理の強化を行い、浄化槽法第7条検査を法令に基づいた期間に実施できるよう努める。

(7) 検査システムの利便性の向上および県台帳システムとの連携について

当協会の浄化槽検査システムについては、平成30年6月のシステム刷新・使用開始から機能の追加や修正を重ねて、現在では安定稼働ができています。今後も更に利便性を高め、検査業務の効率化や県の台帳システムとの連携強化を図る。

(8) 情報セキュリティ対策の強化について

浄化槽に関する個人情報を含む、全ての個人情報を保護することの重要性を深く認識し、情報セキュリティ対策の強化および職員へ情報の適切な取り扱いに関する教育を徹底する。

(9) 未収金対策

初回の督促業務は担当検査員が自らの責任で行うこととしており、一定の成果を上げているが、それでもなお未収となる物件に対しては、定期的に再請求を送付し、粘り強く対応していく。

(10) コンビニ収納サービスの検討・導入について

検査手数料の收受方法について、現在は現金での支払い、もしくは専用紙を使用しての銀行振込（窓口・ATM）の二種類のみであるが、ライフスタイルの変化に伴い、コンビニ支払いの需要が高まってきている。また銀行振込手数料の値上げ等、コスト的な問題も今後懸念されることから、令和2年度のサービス開始を目指し、コンビニ収納の検討・導入を進める。

(11) 広報活動

- ① 会報「環境おいた」を年2回発行し、賛助会員および関係機関に有用な情報を提供するとともに、新聞等のマスメディアを活用し、広く県民に対し浄化槽に関する正しい知識の普及を図る。
- ② 現在の協会のホームページの作成から12年が経過し、デザインが陳腐化してきているので、刷新を視野に入れ対応を進めていく。またホームページの内容については、適切なタイミングでの更新を心がけ、閲覧者の照会要求に応えるよう努める。

(12) 職員の資質向上のための教育訓練の実施

- ① 外部機関の行う研修や、講師派遣サービス等を活用し、職員に業務上必要な知識や能力を習得させる。
- ② 安全運転講習や、人権研修等を定期的 to 実施し、職員一人ひとりに社会的規範を遵守させるため、教育を行う。

お知らせ

改正浄化槽法が令和2年4月1日から施行

改正浄化槽法が令和2年4月1日より施行されました。今回の改正では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進や浄化槽管理の強化が目的で、以下の8項目が盛り込まれています。当協会の事業に大きく関わる部分も多いため、関係団体の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

①特定既存単独処理浄化槽に対する措置

都道府県知事は特定既存単独処理浄化槽※について、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導、勧告及び命令を行うことができる。命令に違反した者は30万円以下の罰金。

※「特定既存単独処理浄化槽」とは

現在使用されている単独処理浄化槽の中で、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの。

②浄化槽処理促進区域の指定

浄化槽による汚水の適正な処理を特に推進する必要があると認められる区域を「浄化槽処理促進区域」として市町村が指定することができる。指定はあらかじめ都道府県知事と協議し、都道府県構想と整合性を取った上で行う。

③公共浄化槽制度の創設

これまで予算制度として実施していた市町村設置型事業を、「公共浄化槽」として法制化した。実施には浄化槽処理促進区域の指定が必要となる。市町村設置型浄化槽の設置手続きが「設置計画」として整備され、事前に同意した者に対する排水設備等の接続義務、既存の私有浄化槽を市町村が管理する場合の同意手続き等を含めて明確化した。

④使用休止届出の創設

浄化槽の休止届（再開含む）を規定し、浄化槽管理者が清掃した上で、その休止を都道府県知事に届け出た浄化槽に関して保守点検、清掃、法定検査の維持管理義務を免除する。虚偽の休止の届出をした者は5万円以下の過料。

⑤浄化槽台帳の整備義務化

都道府県知事・保健所設置市長に対し、浄化槽台帳の作成および保管を義務化した。都道府県知事は浄化槽台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、その他の者に対し情報提供を求めることができる。また、7条検査及び11条検査のみならず保守点検、清掃の情報についても市町村や協議会等を通じて情報収集することが望ましい。

⑥協議会制度の創設

地方公共団体が都道府県、市町村、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽協会、施工業者、保守点検および清掃業者、その他必要な関係者を構成員として設定し、浄化槽の設置・管理について、地域の実情に応じたものとなるよう協議会を組織することができる。協議会の構成員はその協議の結果を尊重する旨の規定がある。

⑦浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業者の登録に関する条例に定めるべき事項として、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項が追加された。研修の機会については、保守点検業者に従事する浄化槽管理士の資格を所有する全ての者に機会が確保されることが望ましい。

※大分県では、登録の有効期間ごとに1回以上の受講を義務付けており、令和3年度より研修会（年1回）を開催する予定。

⑧環境大臣の責務

環境大臣は、都道府県知事に対して、11条検査に関する事務その他浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃等の章に規定する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならない。

11条検査の受検率向上のためには、浄化槽の設置状況や維持管理状況について正確に把握することが重要であるため、まずは浄化槽台帳の整備が円滑に進むよう、環境省において浄化槽台帳システムを作成する等の支援を行うことを予定している。

大分県の「令和元年度 7条検査における施工上の不適正事例」について

大分県の各市町では公衆衛生の向上や大分県の水環境を保全するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換による工事費用に対する補助金制度を設けています。また、昨年4月からはこの転換時の工事に係る個人費用をさらに軽減すべく、宅内配管工事費用に対しての助成も行う自治体が増えてきました。これにより、今後合併処理浄化槽への転換件数が増加することが予想されます。

転換工事は、新築工事と比較すると配管工事などが複雑になる場合がありますので、昨年度実施した法第7条検査における件数及び、施工上の不適正事例を紹介します。

(※補助内容については各市町によって異なります。補助内容の詳細については各市町の窓口までお問い合わせください。)

表1 令和元年度 7条検査判定内訳

令和元年度		
項	目	7条検査数(件)
	適 正	1,726
	おおむね適正	382
不適正	施工上の不備	86
	施工以外の要因	324
	小 計	410
合 計		2,518

詳細項目	件数(件)
流入管きよ	55
管きよの未接続	25
管きよ汚水滞留	9
管きよの破損	5
管きよ露出	4
点検弁設置不足	5
屋外洗い場の接続	2
不明配管及び弁の設置	2
インバート構造以外の弁使用	2
二重トラップの発生	1
放流管きよ	8
放流先詰まり(土砂・水位異常)	3
放流先が地下浸透方式	2
放流弁の破損・水位低下	2
放流ポンプ設置台数の不足	1
浄化槽本体	32
スラブ未設置	16
嵩上げ高さ超過	5
水平異常	4
マンホール開閉困難	3
その他	4
その他	8
計画外汚水流入及び建築用途変更	6
エア配管の破損	2
電気配線不適切敷設	1

令和元年度における7条検査のうち、86件が施工上の不備によるものでした。また施工以外の要因では、水質悪化を除くと維持管理の未契約が116件確認されています。

さらに施工上の不備内容を詳細項目に分けると、配管の未接続等の流入管きよに関するものが多く、他には上部スラブの未設置や計画外汚水(当初の算定に含まれていない汚水の接続により、浄化槽の容量に不足が生じる場合)等が見られました。

大分県の「令和元年度 7条検査における施工上の不適正事例」について

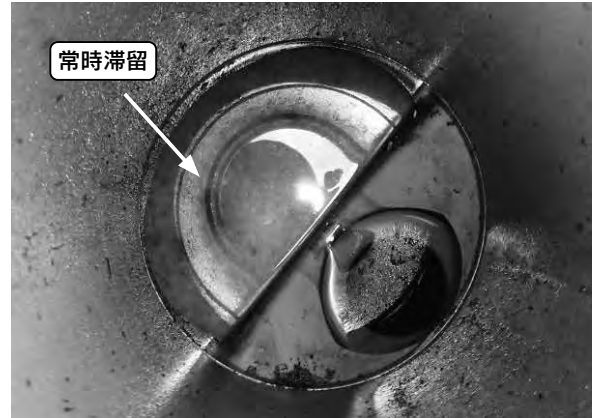
一般家庭における不適正事例

① 洗濯機の未接続



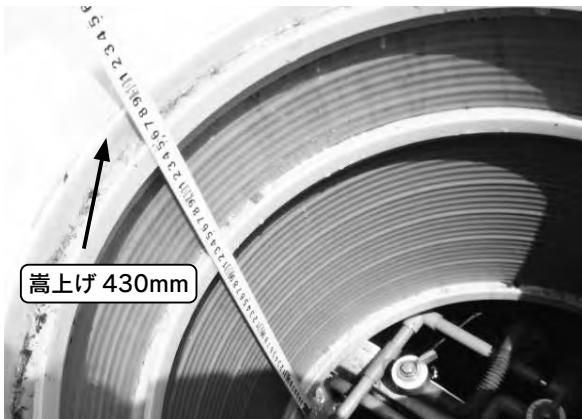
洗濯機からの排水が、ホースを通して側溝へ垂れ流しになっている。
★流入配管への接続工事が必要。

② 流入管きよの勾配不良



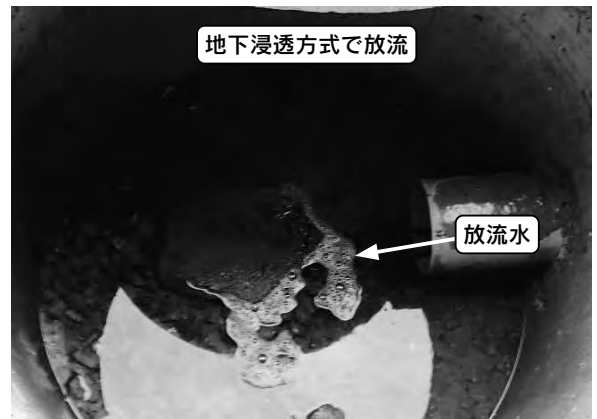
流入管きよの勾配不良により、汚水が常時滞留している状況。
★流入配管の改善工事が必要。

③ 嵩上げの高さ超過



浄化槽の嵩上げの高さが430mmあり、維持管理作業に支障を与える。
★高さの規定は300mmまで。

④ 届出と異なる放流先



届出では放流先が側溝となっていたが、実際は地下浸透方式となっている。
★地下浸透方式は市町村によって取扱いが異なるため、設置前に確認が必要。

施工不備は管理者の負担となるだけでなく、維持管理時や周辺環境への影響も懸念されます。上記事例を含め、浄化槽工事の技術上の基準を守り、適正な浄化槽の施工を心掛けましょう。

お知らせ

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金について

令和2年度も二酸化炭素排出抑制対策事業費等を補助する事業が行われることとなりました！

【令和元年度実績】

既設中・大型合併処理浄化槽の処理工程におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制を図るために、高効率な機械設備等を導入する事業に要する経費の一部を補助する事業が実施されました。

【事業内容】 Type1：51人槽以上の既設合併浄化槽について、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制できる、各種機械設備を最新型機器（高効率ブロワ等）へと改修する、もしくはインバーター制御装置等を導入する事業
〔補助対象事業費の2分の1を補助〕

Type2：構造基準に基づき平成12年（2000）年3月末までに設置された60人槽以上の合併処理浄化槽（ブロワを使用するものに限る）について、構造の刷新やコンパクト化によって高い省エネルギー効果が現まれるような浄化槽本体の交換事業
〔全浄連が規定する工事費の2分の1を補助〕

大分県に設置された浄化槽の補助金交付実績（令和2年1月20日現在）

（ ）内は件数

都道府県	Type	件数	交付対象施設
大分	Type1	21	集会所（2）住宅（4）宿泊（4）医療施設（3）店舗（7）事務所（1）
	Type2	1	住宅（1）

【令和2年度の事業概要】最大1/2の補助がでます！

Japan Federation of Johkasou Associations



令和2(2020)年度

二酸化炭素排出抑制 対策事業費等補助金

環境省
実施事業

(省エネ型浄化槽システム導入推進事業)

「令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省エネ型浄化槽システム導入推進事業)」(以下、「本補助金」といいます。)は、以下の2通りの事業を補助対象とします。

対象となる事業は以下の2種類です。

TYPE 1

51人槽以上の既設合併処理浄化槽について、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制できる、各種機械設備を最新型機器(高効率ブロワ等)へと改修する、もしくはインバーター制御装置等を導入する事業

TYPE 2

改正建築基準法に定める旧構造基準及び新構造基準の浄化槽(ブロワを使用するものに限る)のうち60人槽以上の既設合併処理浄化槽から構造や本体のコンパクト化によってエネルギー削減効果の高いと見込まれる浄化槽への交換事業 及び 平成12年度より販売の性能評価型の浄化槽のうち、初期型の合併処理浄化槽から60人槽以上の最高水準の省エネ技術を用いた先進的省エネ浄化槽への交換事業

※いずれの場合も、原則として下水道法に基づく予定処理区以外における農業集落排水施設、漁業集落排水施設を除く浄化槽が対象になります。

**公募
期間**

TYPE 1事業：令和2(2020)年4月16日～11月30日

TYPE 2事業：令和2(2020)年4月16日～10月30日

(予算満額となった場合は、その時点で募集終了となります)

補助金交付の対象となる事業者

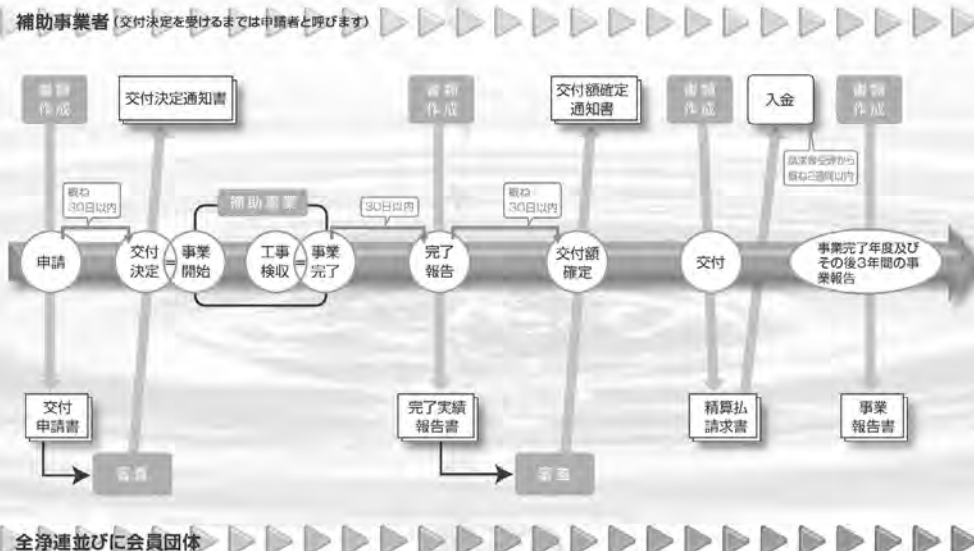
- 民間企業（個人事業主を含む）
- 一般法人、独立行政法人等（国立大学法人、公立大学法人を含む）
- 都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合
- 住宅団地の管理組合等
- 学校法人、医療法人、社会福祉法人等
- その他、環境大臣の承認を得て、全浄連が適当と認める者

以上のいずれかに該当し、必要書類を全て提出することができる浄化槽管理者
 ※本補助金の申請を行える者は、補助事業によって財産を取得する（または所有する財産の効用が増加する）ことになる浄化槽の所有者になります。

※補助金は工事請負業者に支払われるものではありません。



事業の流れ



詳細は 執行団体 一般社団法人 全国浄化槽団体連合会のWEBサイト
 (<http://www.zenjohren.or.jp/e-conservation.html>) をご覧頂くか、以下の連絡先まで、お問い合わせください。

公益財団法人 大分県環境管理協会
 TEL : 097-567-1855
 FAX : 097-567-1926
 MAIL : maeda@oita-kankyuu.or.jp
 技術開発課 前田・舌間

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会
 TEL : 03-3267-9757
 FAX : 03-3267-9789
 MAIL : info@zenjohren.or.jp

中・大型合併処理浄化槽を省エネ型に！（※家庭用小型浄化槽は対象外です。）
 老朽化した設備の入れ替え等に、ぜひご活用ください。

お知らせ 新型コロナウイルス感染症に係る知見の提供 —浄化槽の現場作業における対策について—

環境省浄化槽推進室は、各都道府県および各政令市浄化槽主管課宛に「新型コロナウイルス感染症に係る知見の提供」を行いました。

現場作業における対策

浄化槽の現場では、流入管きよ及び浄化槽本体の汚水・汚泥、それらの飛散したものが、①手指・頭髮・顔等人体の露出部分、②衣服、③用具などに付着して、感染症の感染源となる危険性が常に存在する。感染源の遮断や消毒を考慮した、浄化槽の作業現場における予防対策は次のとおりである。

1) 専用着などの着用

感染経路の遮断のため、作業専用の作業着、頭髮の保護のための作業帽、手指の保護のための手袋、作業靴を着用する必要がある。経口感染防止用マスクや目の保護用ゴーグル等も必要に応じて使用する。

2) 手指などの洗浄と消毒

各現場における作業終了時に、手指などの洗浄と消毒を実施してから作業車に乗車することが望ましい。手指の洗浄・消毒ができないような場合、ディスポーザブルの手袋を利用すれば、感染源から遮断できる。

1日の作業の開始前と終了時に、石けんによる手指の洗浄と消毒を必ず行う。一見して手指が汚れていない場合でも、手指の洗浄と消毒を行う習慣をつける必要がある。うがいの励行も、経口感染リスクの低減に効果的である。

3) 専用着と用具の洗浄と消毒

作業着は定期的に洗濯を行い、日光のもとで十分に乾燥（日光消毒）させる必要がある。洗濯にあたっては、専用の洗濯機を使用し、日常の衣類と接触させないことで、感染防止効果が高まる。

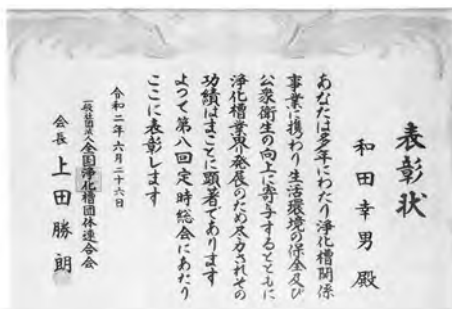
衣服、靴、帽子の汚れが著しいまま、作業車に乗車することは避ける。作業靴の底部や溝に付いた土壌や汚泥も感染源を媒介するため、作業終了時に十分に洗浄する必要がある。また、作業用具は作業終了時に洗浄し、個々の作業現場ごとにも十分な対策を実施し、次の現場や移動先に汚れを持ち込まないよう、さらに車両も汚染しないように気を付けなければならない。

このように、浄化槽従業者は絶えず感染の危険にさらされていると認識して、適切に処置することが重要である。現場作業が原因となって感染症の被害を受けたりすると、感染者本人以外にも周囲に迷惑をかけ、専門技術者としての能力も問われることになる。

(月間浄化槽 2020年7月号 一部抜粋)

全国浄化槽団体連合会表彰

令和2年6月26日付で全国浄化槽団体連合会通常総会において、下記の方が表彰されましたのでご紹介いたします。



- ・全国浄化槽団体連合会 会長表彰（表彰状）
和田 幸男 氏（㈲大分日化サービス 代表取締役）

併せて、下記の方が全国浄化槽団体連合会 会長特別顕彰者の贈呈をされましたのでご紹介いたします。

- ・令和元年春叙勲受賞 旭日単光章（令和元年5月21日）
七森 啓介 氏（(公財)大分県環境管理協会 元副理事長）

編集後記

この度の令和2年7月豪雨においては、九州全域にわたり大規模な水害をもたらしました。大分県でも西部地域を中心に甚大な被害が出ています。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が解除された矢先の大規模災害により、心身ともに疲弊されている方も多いのではないのでしょうか。

友人と一緒に食事をするというような当たり前の出来事が、実はとても大切で尊い時間であったのだと気づかされる上半期となりました。今年はまだまだステイホームを余儀なくされることもあるかもしれませんが、ストレスを溜めずリラックスできる空間や時間づくりを心掛けていきましょう。

さて、今回の環境おおいたでは、令和元年度事業報告や令和2年度事業計画などを掲載しています。新型コロナウイルスや夏の暑さに負けず、事業達成に向けて職員一同精進してまいりますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。



ホームページ <http://www.oita-kankyou.or.jp/>

発行



公益財団法人
大分県環境管理協会

〒870-1123 大分市大字寒田409番地の40
TEL(097)567-1855(代) FAX(097)567-1926

北部支所	〒879-0451	宇佐市大字畑田926の4	TEL(0978)25-5560	FAX(0978)25-5565
南部支所	〒876-0103	佐伯市弥生大字床木字小迫前1293番地4	TEL(0972)25-3888	FAX(0972)25-3889
西部支所	〒879-4413	玖珠郡玖珠町大字塚脇137番地の1	TEL(0973)73-9378	FAX(0973)72-7378

大分県玖珠総合庁舎内3F



環境対応型
植物油インキを
使用しています。



この印刷物は、カーボンゼロ・プレートを
使用して印刷することで、
CO₂削減に貢献しています。



「エコマーク」認定の再生紙を
使用しています。



この印刷物は、E3PAのゴールドプラス
基準に適合した地球環境にやさしい
印刷方法で作成されています。